

地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）交付要綱

北海道 [日高振興局長](#)

第1 趣旨

この要綱は、北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的として市町村等が取り組む事業に要する経費について、配当された予算の範囲内で、北海道 [日高振興局長](#)（以下「局長」という。）が交付する地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）（以下「交付金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納局長通達。以下「運用方針」という。）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付対象者

交付金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- 1 市町村（第3の1(3)に規定する事業は、複数の市町村で構成する協議会等を含む。）
- 2 一部事務組合及び広域連合
- 3 知事が適当と認める団体（ハード事業を除く。）

第3 交付対象事業

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業
- (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業
- (3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業で次の表に定める事業

区 分	対 象 事 業
流木処理対策事業 (ハード事業)	海岸保全区域内の保全施設がないエリアにおいて実施される事業で、漂着流木を沿岸などから押し上げ、集積、固定するなど2次被害を回避するための事業（運搬及び処分等の処理は除く。）。ただし、これ以外のエリアで実施される事業であっても、緊急やむを得なく、地域自らが対応しなければならない場合で局長が特に必要と認める事業は対象とする。 なお、当該事業を実施する場合において、海岸の形状などから、その場に集積することが困難な場合に限り、近隣の集積場に一時保管する際の運搬も対象とすることができる。

- 2 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として対象外とする。
ただし、前項の(1)及び(2)の事業については、特に必要と認められる場合に国の補助金等の交付対象となる事業であっても対象とすることができるものとする。

第4 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。

ただし、第3の1(3)に規定する事業の実施に必要不可欠な経費であると局長が認める場合にはこの限りでない。この場合、局長は事業の目的、内容、効果等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

1 ハード事業

- (1) 事務費、調査費及び設計監督費（地盤調査及び設計監督の外部委託費を除く。）
- (2) 施設撤去費（改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経

費を除く。)

(3) 造成費（整地費又はグラウンド若しくは公園等の整備事業において事業の本体的な部分となっている造成費を除く。）

(4) 用地取得費

(5) 備品購入費（建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分な機能を有するものの購入費（単価が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものに限る。）を除く。）

2 ソフト事業

(1) 賃金及び職員費（ソフト事業の実施に必要な不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）

(2) 食糧費

(3) 備品購入費（事業の実施に必要な不可欠な備品に要する経費と認められる場合は、当該事業の交付対象経費の5分の1を限度に対象とする。なお、備品をリース等により対応する場合の経費の割合についても同様とする。）

(4) 用地取得費

(5) 工事請負費（事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合を除く。ただし、既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）

第5 交付金の限度額、単位及び交付率

1 交付金の限度額、単位及び交付率は次のとおりとする。

区分	交付金の額				
	上限額	下限額	単位	交付率	
(1) ハード事業	単一市町村	1億円	1,000万円	10万円	2分の1以内
	一部事務組合、広域連合	2億円			
(2) ソフト事業	2,000万円	500万円			

2 第3の(3)に規定する交付対象事業の交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

区分	交付金の額	
	上限額	下限額
流木処理対策事業	100万円 (複数の市町村で共同で行う事業については200万円)	10万円

第6 交付金の算定

1 交付金の算定は、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。

2 交付税措置のある地方債を利用する事業に係る交付金の上限額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内とする。ただし、当該事業の内容、道の重要施策との関係、交付対象者の財政状況等を勘案して、知事が特に必要と認める場合には、次により取り扱うことができるものとする。

(1) 第3の1(1)に該当する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除しないことができる。

(2) 第3の1(2)に該当する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内で交付することができる。

3 前項の場合の交付金額は、当該地方債を満度に充当したものと見なして算出するものとする。ただし、同項ただし書により当該地方債の額を控除しない事業については、適用しない。

4 国の補助金等の交付を受けて実施する事業に係る交付金額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該国庫補助金等の額を控除して算出するものとする。

第7 事業計画等の提出及び交付の内示

交付金の交付を受けようとする者は、次のとおり関係書類を総合振興局長又は振興局長に

提出し、交付の内示を受けるものとする。

1 事業計画等の提出

- (1) 事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。
- (2) 事業の効果が複数の総合振興局及び振興局が所管する地域に及ぶ場合は、当該地域を所管する総合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局長又は振興局長に提出することができる。
- (3) 複数市町村が連携する事業のうち、代表する一の市町村が交付申請する場合にあっては、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

2 関係書類について

- (1) ハード事業
地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）事業実施概要書（別記第1号様式）
- (2) ソフト事業
地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

3 事業審査、交付の内示

- 事業の審査、交付の内示については、次のとおりとする。
- (1) 局長は、交付金の交付を受けようとする者から提出のあった関係書類の写しを速やかに知事に送付するものとする。
 - (2) 知事は、提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象となる事業を内定し、速やかに局長に通知する。

第8 交付申請及び交付決定等

- 1 交付の内示を受けた者は、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）」（平成25年3月29日告示第10328-3号。以下「総政第〇号様式」という。）の第44号様式に交付規則第3条の規定に基づき行う告示（以下「事業告示」という。）で示す書類を添付の上、局長に提出するものとする。
- 2 前項のほか、交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

第9 交付の条件

交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達。以下「標準様式」という。）第1号様式に定める交付の条件（「北海道知事」とあるのは「北海道 日高振興局長」と読み替えるものとする。）のほか、次のとおりとする。

- 1 交付対象経費の額又は配分の変更を行うときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、当該交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。
- 2 交付対象事業の内容を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。
- 3 交付金の配分変更については、交付対象経費に交付率を乗じた交付金の額が第5に規定する上限額及び下限額の範囲内の場合には局長の承認は不要とする。ただし、局長が特に必要と認める事業についてはこの限りではない。
- 4 交付対象事業の実施により生じる財産については、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過した場合はこの限りではない。なお、局長の承認を受けようとするときは、別記第3号様式により申請しなければならない。
- (2) (1)本文に定める承認を受けようとするときは、別記第3号様式により局長に申請しなければならない。
- (3) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設又は設備（以下「施設等」という。）を処分しようとするときは、処分前に別記第4号様式により局長に報告しなければならない。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合においては、(9)に定める財産処分納付金の全部又は一部を財産処分納付金として道に納付させることがある。ただし、次に掲げる財産処分の場合は、この限りではない。
 - ア 地方公共団体が行う財産処分
 - (ア) 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）（相当の補償を得ている場合を除く。）
 - (イ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
 - (ウ) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等
 - (エ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等
 - (オ) その他局長が、財産処分納付金の納付の必要がないと特に認める場合
 - イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分
 - (ア) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は道所管の補助金等の対象となる事業など、局長が個別に認める事業を実施するために、転用（所有者の変更を伴わない目的外使用。以下同じ。）、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合
 - (イ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合
 - (ウ) 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）
 - (エ) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等
 - (オ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等
- (5) (3)に定める報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、(4)のただし書の規定は適用しないことがある。
- (6) 地方公共団体以外の者が行う財産処分（財産処分納付金を納付した場合を除く。）で、処分後の財産について再処分を行う場合は、耐用年数を経過していない当該財産については、第9の3に定める各規定に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、交付目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。
- (7) 担保に供する処分については、局長が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移

される際に財産処分納付金の納付を行うことを条件として承認するものとする。

(8) (7)に定める承認に際しては、申請者に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

(9) 財産処分納付金の額

ア 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に、交付対象経費に対する交付金額の割合を乗じて得た額（財産処分納付金額の上限額は、処分する施設等に係る交付金額とする。）。ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。）に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額とする。

イ 上記ア以外の場合

残存年数納付金額（処分する施設等に係る交付金額に、耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）とする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際の財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合の算定方法によるものとする。

(10) 第4の2に定めるソフト事業の実施により生じる50万円未満の財産処分については、(1)の規定にかかわらず、局長の承認があったものとして取り扱うものとする。

(11) (10)で定める財産処分によって収入があった場合、(4)の本文の規定は適用しないものとする。

第10 事情変更等による手続

交付事業者は、第9の1の本文及び2の本文の規定に該当する場合には、総政第21号様式に係る書類を添付の上、局長に申請するものとする。

第11 交付事業遂行状況報告

局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付規則第11条の規定により、交付事業者に対して、別記第5様式により局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該振興局職員に調査をさせるものとする。

第12 工事完成届

局長は、交付規則第13条の規定による工事完成届を受理したときは、当該振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができるものと認められる場合は、この限りではない。

第13 実績報告

- 1 交付事業者は、交付事業が完了したとき（交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日から30日以内（当該事業が第8の規定により交付金の交付申請をする日の30日以前に終了している場合は、当該申請と同時に）又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに総政第52号様式に事業告示で示す書類を添付の上、局長に提出するものとする。
- 2 交付事業者は、前項の実績報告書類の提出にあたって、この交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付事業者は、前項の書類を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、「道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて」（平成27年5月29日付け局財指第125号出納局長、総務部長通達。）の別記様式によりその金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに局長に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに局長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第14 その他

胆振東部地震被災森林再生加速化事業に関する事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。